

BSE（牛海綿状脳症）対策の強化を求める件

わが国でBSE（牛海綿状脳症）問題が発生して以来、国民の間には牛肉の安全性に対する不安感が著しく高まっています。このため、牛肉消費の抑制、牛肉価格の大幅下落等が続き、生産者をはじめ、食肉関係業者は深刻な打撃を受けています。

政府が1996年のWHO勧告を受け止め万全の対策をとっていれば、BSEの国内侵入を防ぐことができました。また、発生後の不十分な対応のため、国民の信頼が損なわれ、被害がいつそう拡大しました。

よって、政府、関係機関の責任において、これ以上の消費者不信の広がりを防ぐとともに、畜産生産者や食肉関係者が安心して経営に取り組めるよう、全力を挙げて以下の対策に取り組むことを強く要請します。

記

- 1 全頭スクリーニング検査の一段の充実を図るとともに、生産農家における死亡牛に対する検査の徹底に全力で取り組むこと。
- 2 感染源・感染ルートの解明に全力を挙げるとともに、輸入・製造・使用等が禁止になっている肉骨粉に対する監視の徹底及び焼却促進に、全力を挙げること。
- 3 先に市場隔離措置を講じている全頭検査前の流通在庫については、消費者不信の払拭、価格の安定化等を図る観点から焼却等を行い、再び食肉として出回らないようにすること。
- 4 価格下落に伴う生産農家への損失補償等や食肉関係事業者等に対する必要な支援措置は、国の責任と負担において速やかに実施すること。
- 5 より安全な牛の解体方法やチェック方法の導入を図るとともに、検査結果等を含めた情報公開を徹底するなど、消費者の不信の払拭に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成13年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林主産大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志